



武雄市告示第 62 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 17 日

武雄市長 小 松 政



- 1 都市計画の種類  
武雄都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
武雄市武雄町大字武雄、大字永島の一部
- 3 縦覧場所  
武雄市まちづくり部都市計画課

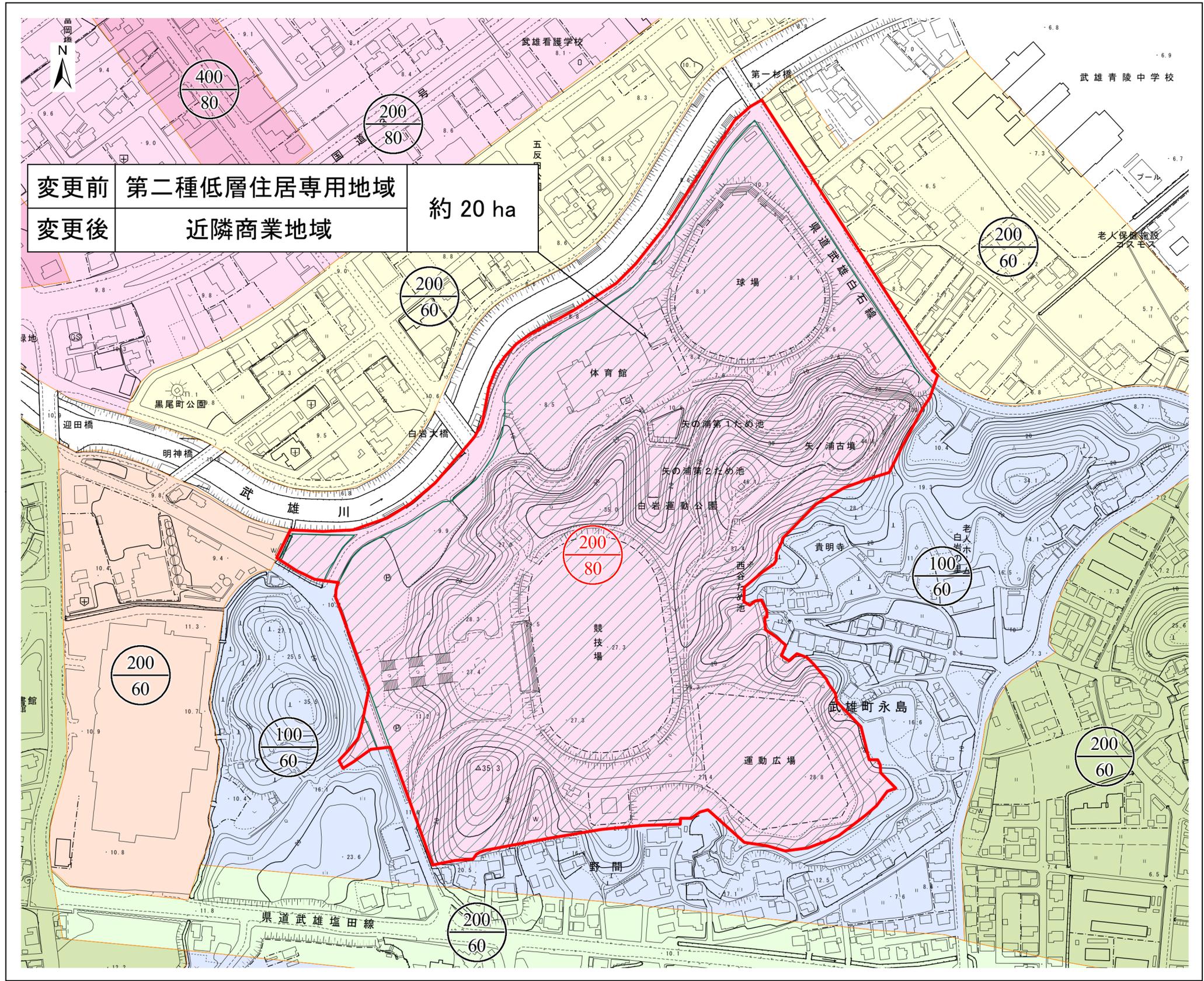
## 武雄都市計画用途地域の変更（武雄市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考 (構成比)
第一種低層住居専用地域	約 31ha	8/10以下	5/10以下	1.0m		10m	5.1%
第二種低層住居専用地域	約 112ha	10/10以下	6/10以下			10m	18.5%
第一種中高層住居専用地域	約 64ha	20/10以下	6/10以下				10.6%
第二種中高層住居専用地域	約 22ha	20/10以下	6/10以下				3.6%
第一種住居地域	約 222ha	20/10以下	6/10以下				36.6%
第二種住居地域	約 5.0ha	20/10以下	6/10以下				0.8%
準住居地域	約 5.0ha	20/10以下	6/10以下				0.8%
近隣商業地域	約 83ha	20/10以下	8/10以下				13.7%
商業地域	約 45ha	40/10以下	8/10以下				7.4%
準工業地域	約 17ha	20/10以下	6/10以下				2.8%
工業地域	-	-	-				
工業専用地域	-	-	-				
合計	約 606ha						100.0%

「種類・位置及び区域は計画図表示のとおり」

武雄都市計画 用途地域の変更  
 図-2 計画図  
 S=1:2,500



変更前	第二種低層住居専用地域	約 20 ha
変更後	近隣商業地域	

凡例

- 用途地域変更区域 (Red outline)
- 白岩運動公園 (Green hatched area)
- 用途地域
  - 第二種低層住居専用地域 (Light blue)
  - 第一種中高層住居専用地域 (Light green)
  - 第二種中高層住居専用地域 (Light yellow-green)
  - 第一種住居地域 (Light yellow)
  - 第二種住居地域 (Light orange)
  - 近隣商業地域 (Light pink)
  - 商業地域 (Pink)

